12

自大正十三年三月

橋本鉄工所争議

今般ノ爭議ニ際シ當社ハ文ヲ以テ職工ノ總數ヲ擧ケ解散ヲ命ジ更ニ職工ノ應募ヲ待チ其ノ中ヨリ適當ナル者ヲ採用スルノ方針ヲ採リ爭議ニ關係アル者ハ一切採用セサルノ意嚮ヲ表明シ來リタルヲ以テ組合ハ之ニ對シ團體交渉ヲ爲サントシ左ノ如キ要求書ヲ提出シ來リタリ

一、組合ヲ認ムルコト

一、賃金ヲ現在ノ儘トスルコト

一、就業時間ヲ現在ノ儘トスルコト

一、爭議ニ關係アル者ヲ採用スルコト

一、爭議ニ關係アル者ヲ採用スルコト

大正十三年三月十一日ヲ以テ期限トシ回答ヲ求メタリ

今般ノ爭議ニ際シ當社ハ文ヲ以テ職工ノ總數ヲ擧ケ解散ヲ命ジ更ニ職工ノ應募ヲ待チ其ノ中ヨリ適當ナル者ヲ採用スルノ方針ヲ採リ爭議ニ關係アル者ハ一切採用セサルノ意嚮ヲ表明シ來リタルヲ以テ組合ハ之ニ對シ團體交渉ヲ爲サントシ左ノ如キ要求書ヲ提出シ來リタリ